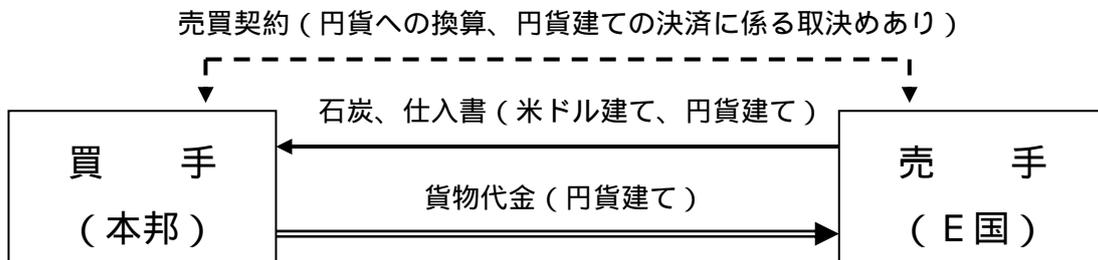


2. 売買価格の表示通貨と決済通貨が異なる場合に、 課税価格の計算の基となる通貨



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から石炭を購入（輸入）します。

当社と売手との売買契約において、輸入貨物の売買価格は米ドル建てとなっていますが、支払については、輸入貨物の船積日の属する週の為替レートに基づき換算した円貨で行うことが取り決められています。

売手は、輸入貨物の船積前に米ドル建ての仕入書を、また、船積後に円貨建ての仕入書を当社宛てに発行します。当社は、円貨建ての仕入書に従って、その仕入書に表示された価格を円貨で支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、当社が実際に支払う円貨建ての仕入書価格を現実支払価格として計算できますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入する貨物の課税価格は、円貨建ての仕入書価格を現実支払価格として計算することとなります。

（理由）

取引の当事者間において、その取引に係る仕入書等に表示されている価格を、その当事者間で合意された外国為替相場により、その表示において用いられている通貨とは異なる通貨に換算し、その通貨により支払うことが取り決められている場合で、その通貨により現実に支払が行われるときは、その通貨による価格に基づいて課税価格を計算することとされています。

上記の取引において、貴社（買手）と売手との売買契約は米ドル建てで輸入貨物の売買価格を表示していますが、この売買価格は貴社と売手が取り決めた為替レートにより円貨に換算され、当該円貨建ての仕入書価格により現実に支払われていることから、当該円貨建ての仕入書価格に基づいてこの貨物の課税価格を計算します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の7

関税定率法基本通達4の7-2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)